

承諾せざるに至りたるの翌十三日は日曜日であるが昨午四時
 憲三、同僚工友泉西本直民等より山崎より申出たる趣旨に其の
 (復讐) 林高主田等と結合せしめて日新株材前各古屋工友泉西本
 の會員陣並糾弁と同様なるを以て決て大岡親蘭等官辭、平狸藤田等
 親田等より申出たるの大岡親蘭等の糾弁以前同大岡親蘭等官辭等
 よりして協議の會員を在りては古屋工友泉西本等よりして
 即日決りて不味なる日新株材前各古屋工友泉西本等よりして
 全岡親蘭會中央委員山崎常吉等糾弁に糾弁を組織せらるるが聯合
 及び兩者共に糾弁に入らざるが趣意を聯合する日本労働聯合
 へ無き約束を以てる事
 四回發行せる約束を以て是工友泉西本が糾弁の糾弁の糾弁の糾弁
 會員より見せしめて糾弁、争議團員糾弁の糾弁の糾弁の糾弁の日
 日新株材前各古屋工友泉西本より糾弁の糾弁の糾弁の糾弁の日
 日新株材前各古屋工友泉西本の糾弁(第二陣)

日新株材左會

財調會名古屋出張所

法人協調會名古屋出張所

三十分より熱田署樓上に於いて被糾首者千野武士、植松憲次と鹽澤
 隆爾とオンザパーバー山崎常吉、工場側尾崎憲三、西本直民、清水人
 事係に幹旋者大飼調停官補大澤所長、熱田署特高係等召集先づ大飼
 調停官補が一場の挨拶をなして次いで自己紹介があり、尾崎、西本兩
 氏も挨拶をなし被糾首者平野、植松、鹽澤の三名は交々に實情を述
 べて復職方の要請をなしが工場側はこれを直ちに拒絶した。
 更に被糾首者は「會社は糾首の理由として不良職工なりとのことを
 新聞紙に發表したが今後の就職に差支える」
 清水人事係

そんなことは言はない今後もし照會のあつた場合には絶対にそ
 んなことは言はな
 との回答に依つて一應との問答を終り次いで復職不可能であれば止
 めを得ずとして次の如き退職手當其他の要求をなした。
 一 糾首手當金として會社側の提示した五百六十圓十六錢(三人分)
 の四倍二千二百四十四圓六十四錢
 二 争議中の日給全額(三人分)一日二十一圓五十二錢